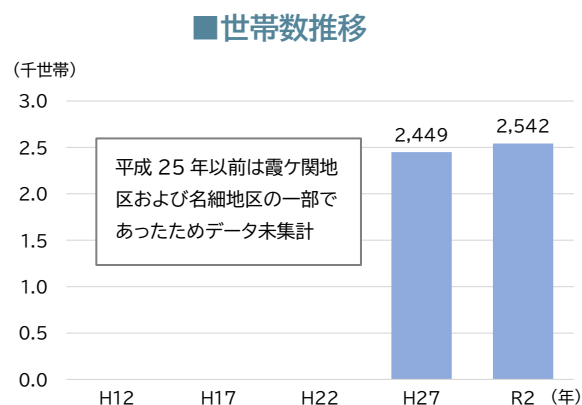
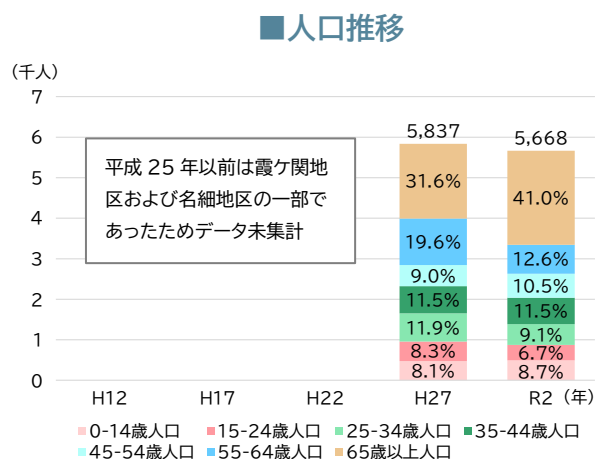
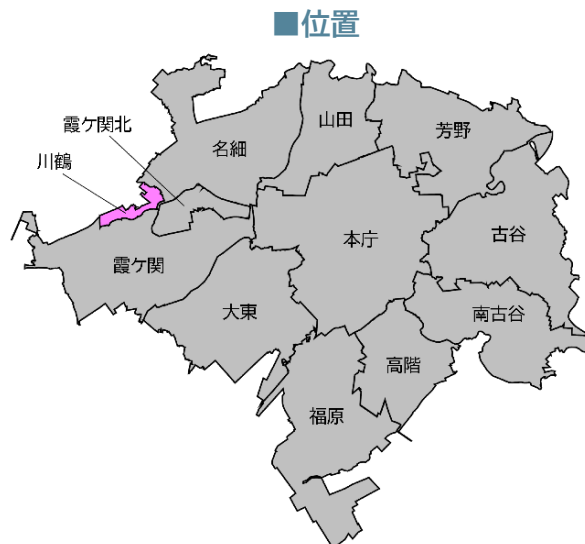


9. 川鶴地区

(1) 地区の説明

- 面積 約 68.9ha
 - 人口 5,517 人
 - 世帯数 2,620 世帯
 - 高齢化率 43.7% (市平均 27.1%)
- ※令和 6 年 1 月 1 日現在



※住民基本台帳から作成 (各年 1 月 1 日現在)

川鶴地区は、本市の西部に位置し、昭和 50 年代に日本住宅公団（当時）によって、鶴ヶ島市側と合わせて川越・鶴ヶ島土地区画整理事業が行われ、主に中層の共同住宅と戸建て住宅からなるゆとりある住宅地区となっています。

東武東上線鶴ヶ島駅への路線バスの本数が充実しているほか、圏央鶴ヶ島インターチェンジからも近いため、交通利便性が高い地区となっています。

地区内には笠幡公園をはじめとした緑豊かな公園が多くあります。

高齢化率は市平均と比較して高くなっています。

(2) まちづくりの動向・課題

川鶴地区のこれまでのまちづくりの動向と課題を次のとおり整理します。

■基盤整備された良好な住環境

- ・川越・鶴ヶ島土地地区画整理事業が行われ、基盤整備された住宅地となっています。今後も、その良好な住環境を維持・保全していく必要があります。

■身近な緑の保全・活用

- ・笠幡公園や小畔水鳥の郷公園（川鶴調整池）等があり、緑が豊かな地区となっています。引き続き、市民の身近な緑として保全・活用を進める必要があります。

■超高齢社会への対応

- ・地区の全域が、一体の住宅団地として整備され、同年代層の入居が多かったことから、現在、地区全体における高齢化の進行が懸念されています。
- ・交通利便性は高い地区となっていますが、高齢化の進行を見据えて、公共交通の維持が必要です。

年度	川鶴地区におけるまちづくりの主な進捗状況 【 】は前マスタープランの方針において関係する主なもの
昭和 51 年度	川越・鶴ヶ島土地地区画整理事業の実施
昭和 54 年度	笠幡公園の開設
昭和 57 年度	川鶴笠幡地区地区計画の策定
平成 4 年度	小畔水鳥の郷公園の開設
平成 30 年度	デマンド型交通かわまる（地区 3）の運行開始 【公共交通の充実と利便性の向上】

は前マスタープラン策定前の事項

は前マスタープラン策定後の事項

(3) まちづくりの目標

地区のまちづくりの動向と課題を踏まえ、川鶴地区のまちづくりのキャッチフレーズと目標を次のとおり設定します。

■まちづくりのキャッチフレーズ

いきいきと快適に暮らせる 緑のまち 川鶴

■まちづくりの目標

目標 快適な生活ができる住みよい便利なまちにしよう

基盤整備された良好な住環境を維持・保全し、日常生活に必要な施設や公共交通の充実したまちづくりを進めます。

目標 緑やうるおいのあるまちにしよう

笠幡公園や小畔水鳥の郷公園等の緑を生かした、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを進めます。

目標 誰もがいきいきと暮らせるコミュニティ豊かなまちにしよう

世代間の交流の場や機会を増やし、こどもから高齢者まで、いきいき生活できるよう、コミュニティ豊かなまちづくりを進めます。

(4) まちづくりの方針

「まちづくりの目標」を実現していくために必要な事項について、5つの部門ごとに基本的な方針を掲げます。

① 土地利用の方針

都市と自然との調和を図りながら、住宅地を中心とした良好な市街地の維持・保全を目指して、次の取組を進めます。

1) 基盤整備された住宅地の良好な住環境の維持・保全

- ・川鶴1～3丁目や吉田新町のゆとりと魅力ある中低層住宅地、かわつる三芳野団地等の緑豊かで落ち着いた雰囲気のある中層の共同住宅からなる住宅地については、良好な住環境を維持・保全するとともに、日常生活に密着した都市機能施設の立地形成を図ります。
- ・住宅地について、地域の意向に応じて地区計画等を活用しながら、住宅地の植栽や生け垣による緑化などにより、良好な住環境の維持・保全を図ります。

② 道路・交通体系の方針

利便性の高い交通環境の整備を目指して、次の取組を進めます。

1) 公共交通の維持

- ・乗継拠点である鶴ヶ島駅の利便性の向上を図ることで、公共交通の利用を促進し、交通環境の維持に努めます。
- ・路線バス、川越シャトル、デマンド型交通かわまるの利便性向上を図るとともに、地域の実情に応じた交通手段について検討します。

③ 水と緑のまちづくり方針

笠幡公園や小畔水鳥の郷公園等の緑を生かした、ゆとりとうるおいのある生活環境の形成を目指して、次の取組を進めます。

1) 身近な緑の保全・活用

- ・既存公園の管理を適切に行うとともに、リニューアルを行う際には、こどもが安心して遊べ、高齢者が安らげる、防災機能にも配慮した身近な公園として整備を図ります。

④ 景観まちづくり方針

小畔川の自然がもたらす水辺景観の保全や、街路樹や公園と一体となった良好な住宅地景観の形成を目指して、次の取組を進めます。

1) 憩いとうるおいを与える水辺景観の保全

- ・貴重な古代の遺跡や、豊富な伝説が残る小畔川の自然を生かした緑地・公園景観の整備により、うるおいのある水辺景観の保全を図ります。

2) 計画的な住宅地景観の形成

- ・街路や公園等と一体となった質の高い住環境の維持に向け、地区計画等の手法を用いた計画的な景観形成を図ります。

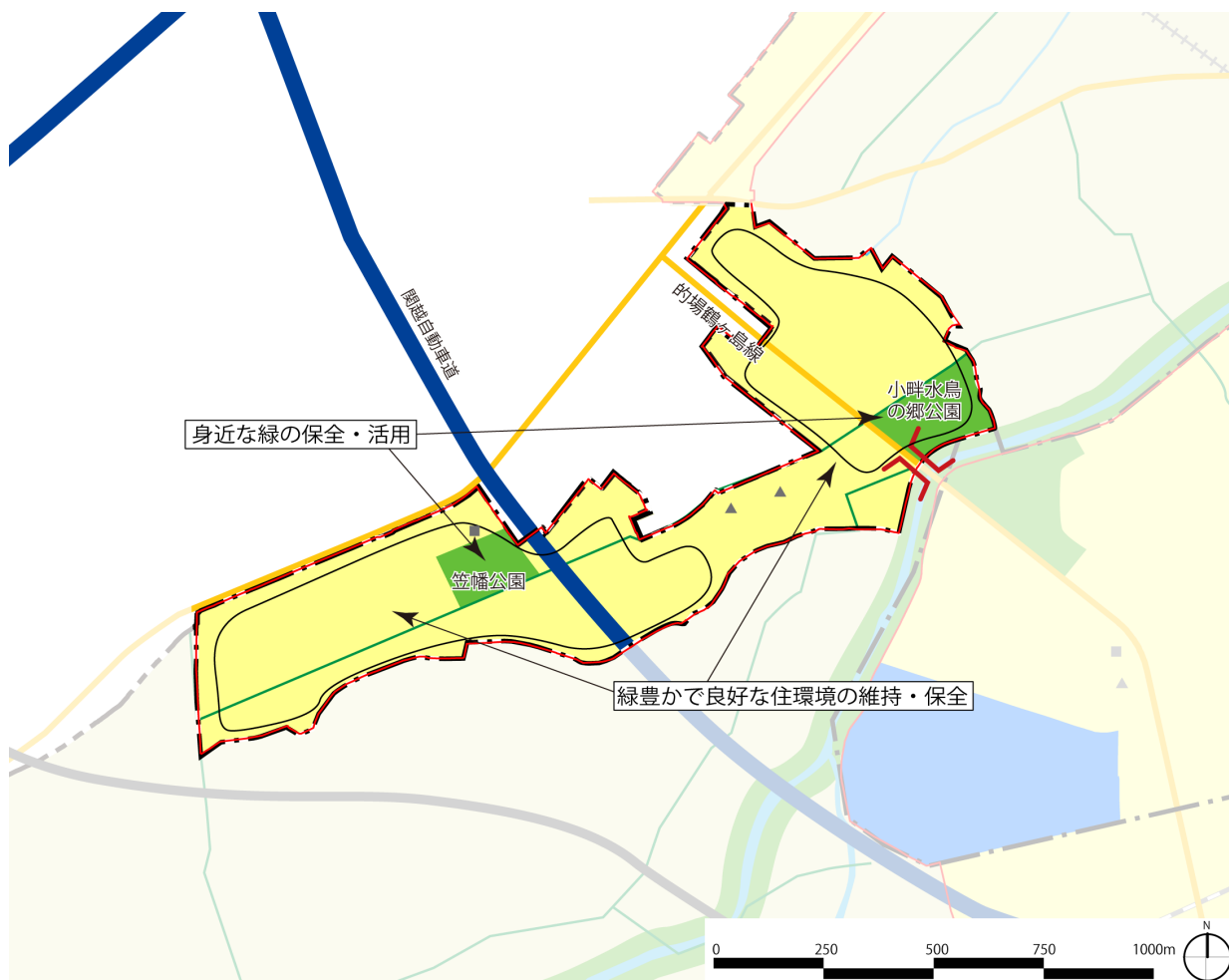
⑤ 安全・安心のまちづくりの方針

災害に強く、安全、安心に暮らせる生活環境の形成を目指して、次の取組を進めます。

1) 災害に強いまちづくり

- ・充実した公園、緑地等の空地の確保等により、引き続き災害に強い市街地の形成を図ります。
- ・高齢化を踏まえた災害時における救助・救援体制を検討します。

(5) まちづくりの方針図



<土地利用>

- 住宅地
- 公園・緑地
- 市街化区域・市街化調整区域界

<道路・水路・資源等>

- 広域高速道路
- 都市間幹線道路
- 地区幹線道路
- 公共・公益施設等
- 学校教育施設
- 主要な橋